

レクリエーション 補償プランのご案内

行事参加者の傷害危険補償特約セット 傷害保険



レクリエーション補償プラン(傷害保険)のおすすめ

特長①

レクリエーション参加中^(※1)のケガを補償

集合してから解散するまで、レクリエーション参加中の傷害事故を補償します。

特長②

レクリエーション参加者全員を補償

レクリエーションに参加される方全員が補償の対象となります。

特長③

熱中症の危険を補償^(※2)

熱中症による死亡・後遺障害、入院、手術、通院も補償します。

(※1)「レクリエーション参加中」とは、レクリエーションに参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。以下このパンフレットにおいて同様とします。

(※2)熱中症危険補償特約をセットした場合にかぎりです。

■保険の対象となるレクリエーションの種類と保険料(1日1名あたり)・保険金額例

区分	レクリエーションの種類	保険料	保険金種類	保険金額 団体割引なし (1日につき 20名以上)	保険金額 団体割引5% (1日につき 50名以上)
A	いちご狩り、いも掘、遠足(日帰り)、お花見、海水浴、ゲートボール、潮干狩り、ソフトボール大会、卓球、町内清掃、テニス、ドッジボール、なわとび、ハイキング、花火大会(市販程度の花火)、バーベキュー、バドミントン、バレーボール、ボウリング、盆踊り、もちつき、ヨガ、ラジオ体操、料理教室 など	30円	死亡・後遺障害	455万円	484万円
			入院保険金日額	4,000円	4,000円
			通院保険金日額	2,000円	2,000円
B	ウインドサーフィン、運動会、キャンプ(日帰り)、競歩、クレール射撃、サイクリング、魚釣り(船使用不可)、スケート、軟式野球(準硬式を含みます。)、バスケットボール、ハンドボール、フィールドアスレチック、フェンシング、防災・避難訓練(市民、学童が行う程度のも)、マラソン、ボルダリング ^(※) など	150円	死亡・後遺障害	460万円	503万円
			入院保険金日額	4,000円	4,000円
			通院保険金日額	2,000円	2,000円
C	カヌー競漕、空手、硬式野球、サーフィン、サッカー(フットサルを含みます。)、柔道、水上スキー、スキー、相撲、ホッケー、ラグビー、レスリング など	300円	死亡・後遺障害	457万円	504万円
			入院保険金日額	4,000円	4,000円
			通院保険金日額	2,000円	2,000円

●熱中症危険補償特約をセットしています。

(※)登る壁の高さが5mを超えるボルダリングを除きます。

(注1)上記「レクリエーションの種類」に記載のないものにつきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

(注2)宿泊を伴うレクリエーションや、スキューバダイビング等、危険度の高いレクリエーションはお引き受けできません。

- 最低保険料は1,000円です。
- 参加者の人数により、団体割引を適用することができます。ただし、団体割引を適用する場合は、適用割引率により右表のA、いずれか高い方を最低保険料として適用します。
- 引受条件等により、保険金額を制限することがあります。

団体割引率	0%	5%	10%	15%	20%
ア	20名相当分の保険料	50名相当分の保険料	500名相当分の保険料	1,000名相当分の保険料	3,000名相当分の保険料
イ	1,000円	2,000円	50,000円	100,000円	300,000円

■ご契約の方式

①個別契約(活動日特定)方式

レクリエーション行事開催のつど、その種類、参加者数、開催日をご連絡いただき、ご契約いただく一般的な方式です(参加者が1日につき20名以上であることが必要です)。

②年間包括契約方式

あらかじめレクリエーション行事の年間予定表をご提出いただき、レクリエーションの種類、開催予定日、予定参加者数等をお知らせいただくことにより、年間行事を一括してご契約いただくこともできます(参加者が1日につき平均20名以上であることが必要です)。

この場合、ご契約時に年間の予定参加者数等に基づいた暫定保険料をお支払いいただきます。その後、実際の開催日、参加者数等をご通知いただき、その内容に基づいて確定保険料を算出し、暫定保険料との差額を精算します。

包括契約のご契約に際しては、被保険者の範囲、保険金額、毎月の被保険者人数等の通知日および保険料の精算日などを定めた特約書を損保ジャパン日本興亜との間で締結していただきます。

(注1)①②のいずれのご契約方式においても、被保険者の名簿等を備え付けていただく必要があります。

(注2)名簿等は保険金をお支払いする際にご提示をお願いする場合があります。

順延時の取扱い

個別契約(活動日特定)方式の場合「行事の順延に関する特約」が自動でセットされます。

悪天候等によって行事が順延となった場合に、契約当初の開催日から1か月以内(1か月後の応当日まで)であれば、保険期間を順延日に自動的に変更します。

(注)次の①から③までのいずれかに該当する場合は自動変更の対象とはならず、別途契約手続き等が必要となりますので、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

①契約当初の開催日の1か月後の応当日の翌日以降に順延される場合

②契約当初の開催日に行事の一部が開催された場合

例:午前の部だけ実施できたが、雨で午後の部を順延した。

③契約当初の開催日数を超過して開催される場合(契約当初の開催日数までの順延については自動変更の対象となります。)

例:当初開催日数1日だったが、施設の都合で順延後の開催日数が2日間に変更になった。

※順延した日の事故の場合は、通常の請求書類に加えて、行事が順延して開催されたことを証明する行事主催者発行の証明書をご提出いただきます。

こんな事故のとき保険金をお支払いします。

レクリエーション参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、ケガ^(※)をされた場合に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一度に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます(細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます。)
 (注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激」とは

突発的に発生することであり、ケガの原因として事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」とは

「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果ともに偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

「外来」とは

ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、しもやけ等は「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合・保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	<ul style="list-style-type: none"> ■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産、早産または流産 ■外科的手術その他の医療処置 ■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ■地震、噴火またはこれらによる津波 ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの ■ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ■自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(4\%~100\%)}$	
入院保険金 入院1日目から補償	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数(事故の発生の日から180日以内)}$	
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) 〈入院中に受けた手術の場合〉 $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10(\text{倍})$ 〈外来で受けた手術の場合〉 $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5(\text{倍})$ (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	
通院保険金 通院1日目から補償	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日から、その日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)}$ (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。	

(注)これらの保険金は、政府労災保険、健康保険、加害者からの賠償の有無等に関係なくお支払いします。

用語のご説明

契約者(保険契約者)	保険会社に保険契約の申込みをする方をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになります。
被保険者	保険の対象となる方をいいます。
保険金額・保険金日額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いする事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことです。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html)
保険金	被保険者が所定のお支払事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする金銭のことです。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

ご契約時における注意事項

●商品の仕組み

- このプランは傷害保険普通保険約款に「行事参加者の傷害危険補償特約」、「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約」等をセットしたものです。
- 本プランは団体契約(20名以上)専用商品です。

●申込書のご記入にあたっての注意点(告知義務等)

- 申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者等には、告知事項^(※1)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※1)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の人数
- ★他の保険契約等^(※2)の加入状況

(※2)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、交通事故傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金受取人について

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

●保険料について

- 保険料をお支払いの際は、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証を発行することによりしておりますので、お確かめください。
- 保険料を領収する前に発生した事故によるケガについては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

ご契約後における注意事項

●保険証券

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約締結後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

●契約締結後における留意事項(通知義務等)

- (1)個別契約(活動日特定)方式で被保険者の人数が変更となる場合
 - 被保険者の人数が増加または減少となる場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - ご通知いただいた内容に基づき、保険料を請求または返還します。追加保険料のお支払いがなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- (2)住所または通知先を変更された場合
保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- (3)上記以外のご契約内容の変更を希望される場合
行事が変更となる場合等、ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

(4)重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について

被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。ご契約内容によっては解約返れい金がないこともあります。

その他の注意事項

●保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

●複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

●個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

- ★このパンフレットは「行事参加者の傷害危険補償特約セット傷害保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「約款集」「重要事項等説明書」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ★ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方もこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- ★行事遂行に起因して行事責任者が負う損害賠償責任に対する補償については施設賠償責任保険のパンフレット等をご参照ください。
- ★取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいている有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

商品に関するお問い合わせ

【受付時間】平日:午前9時~午後8時 土日祝日:午前9時~午後5時(12月31日~1月3日は休業)
カスタマーセンター **0120-888-089** ◆おかけ間違いにご注意ください。
<公式ウェブサイト> <https://www.sjnk.co.jp/>
ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

万一、事故にあわれたら

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまで、ご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

事故サポートセンター ◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 24時間365日 **0120-727-110**

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

窓口:一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

◆おかけ間違いにご注意ください。

 **0570-022808** <通話料あり>

【受付時間】平日:午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<http://www.sonpo.or.jp/>



SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<公式ウェブサイト><https://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先